



# 消費生活 サポーター通信

令和4年度第9号

今月のテーマ

## 海外からの模倣品の トラブルに注意！

### 事例



- ・大手通販サイトでブランド物のスニーカーを購入し、代金を支払った。
- ・後日、税関から「あなた宛てに海外から送られてきた荷物は**コピー商品の疑い**があり、税関にて**没収、または廃棄する**」と連絡がきた。
- ・販売店に問い合わせの電話をしているが、**連絡が取れない**。

### アドバイス

## 模倣品の 水際取締り強化！

令和4年(2022年)10月1日施行



### 信頼できるサイトか調べよう！

- ① 価格は安すぎないか。
- ② 連絡先として「住所」「電話番号」が記載されているか。
- ③ 記載された「住所」は実在するか。
- ④ 記載された「電話番号」は本当につながるか。
- ⑤ おかしい日本語はないか。



### トラブルに合ってしまったら…

- ・購入先の大手通信販売業者に状況を説明し、保証制度が利用できないか確認する。
- ・海外の事業者とのトラブルは国民生活センターの越境消費者センター（CCJ）に相談する。  
(FAX : 03-3443-8879)

※電話での相談は受け付けていません。

### 模倣品取締り強化でどう変わる？

令和4年9月30日まで

「模倣品」であっても個人使用目的なら受取可能

- ・個人使用目的の模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、税関による**没収の対象外**。
- ・海外から送付された商品が、税関で商標権又は意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付される。
- ・個人使用目的であると主張し、それが税関に認められれば、輸入が許可され、商品を受け取ることができた。

令和4年10月1日から

「模倣品」であれば個人使用目的でも受け取れない！

- ・個人使用目的であっても、海外事業者から郵送等により送付される模倣品は税関による**没収の対象に**。
- ・海外から送付された商品が、税関で商標権又は意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付される。
- ・個人使用目的であると主張しても、その商品が海外の事業者から購入したものであれば、税関に**没収され、受け取ることができない**。



◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや  
**188**



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和4年12月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から  
「@638mbarrp」をID検索する